

由利本荘市開発行為等の規制に関する規則

(趣旨)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の施行については、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(開発許可申請書の添付図書)

第2条 法第30条第1項の規定により市長に提出する申請書には、法及び省令に規定するもののほか、次に掲げる図書（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う1ヘクタール未満の開発行為にあつては、第3号及び第4号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。

- (1) 開発区域の土地の登記事項証明書
- (2) 造成計画面積求積図（縮尺1,000分の1以上）
- (3) 申請者の法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票の写し。以下同じ。）、事業経歴書及び納税証明書（最近2箇年における国税又は県税並びに市税に係るもの）
- (4) 工事施行者の法人の登記事項証明書、事業経歴書及び建設業の許可証明書
- (5) その他市長が必要と認める図書

(開発行為変更許可申請書の添付図書)

第3条 法第35条の2第2項の規定により市長に提出する申請書には、省令に規定するもののほか、前条に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

(開発許可の表示)

第4条 開発許可を受けた者は、当該開発行為に係る工事の期間中、工事現場の見やすい場所に標札を掲示しなければならない。

(工事完了公告前の建築等の承認申請)

第5条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 建築物又は特定工作物の配置図及び平面図（縮尺500分の1以上）
- (2) 土地の利用に関する権利を有することを証する書類
- (3) 開発許可を受けた者の同意書
- (4) その他市長が必要と認める図書

(建築制度の緩和の許可申請)

第6条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に次

に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 建築物概要書
- (2) 位置図（縮尺2，500分の1以上）
- (3) 建築物平面図（縮尺500分の1以上）
- (4) 建築物立面図（縮尺200分の1以上）
- (5) 建築物断面図（縮尺200分の1以上）

（予定建築物等以外の建築等の許可申請）

第7条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 建築物又は特定工作物の配置図及び平面図（縮尺500分の1以上）
- (2) 土地の利用に関する権利を有することを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める図書

（地位の承継の承認申請）

第8条 法第45条の規定による承認を受けようとする者は、申請書に同条に規定する権利又は権原を取得したことを証する書面を添付して、市長に申請しなければならない。

（書類の様式）

第9条 次の表の左欄に掲げる法、省令及びこの規則の規定による同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表右欄に掲げる様式によるものとする。

左欄	中欄	右欄
法第30条第2項	公共施設管理者の同意書	様式第1号
法第30条第2項	公共施設管理予定者との協議の経過書	様式第2号
法第35条の2第2項	開発行為変更許可申請書	様式第3号
法第35条の2第3項	開発行為変更届出書	様式第4号
法第81条第4項	標識	様式第5号
省令第16条第2項	設計説明書	様式第6号
省令第17条第1項第3号	関係権利者の同意書	様式第7号
省令第36条第1項	開発登録簿(調書)	様式第8号
第4条	標札	様式第9号
第5条	工事完了公告前建築等承認申請書	様式第10号
第6条	建築制限緩和許可申請書	様式第11号
第6条第1号	建築物概要書	様式第12号
第7条	予定建築物等以外の建築等許可申請書	様式第13号
第8条	地位承継承認申請書	様式第14号

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。